

訂正・補足情報（2018年8月15日）

本書（2018年2月，第1刷～第5刷）の下記ページについて，訂正，補足説明がごさいます。

---

●p.11，8行目：

【誤】順位尺度

→【正】順序尺度

●p.46，下から7行目：

【誤】公認心理師の業務の一部は医行為が含まれるため，主治医がいる場合はその医師の指示を受けることが明記されている（公認心理師法42条の2）

→【正】公認心理師が行う支援行為は，診療の補助を含む医行為には当たらないが，要支援者に主治医がいる場合に，その治療方針と公認心理師の支援行為の内容との齟齬を避けるために，主治医の指示を受けることが必要である（「公認心理師法第42条第2項に係る主治の医師の指示に関する運用基準について」（29文科初第1391号／障発0131第3号；2018年1月31日）

●p.61，下から7行目：

【誤】どのような働き

→【正】どのような働き

●p.99，8行目，p.100，5行目，p.102，15行目「医師，看護師，薬剤師，作業療法士，言語聴覚士などは業務独占であり」という記述に関して，説明を補足いたします。：

→【補足説明】 医師，看護師，薬剤師，作業療法士，言語聴覚士はいずれも名称独占（有資格者でないものが，これに紛らわしい名前を用いてはならない）かつ業務独占資格であるといえます。

作業療法士，言語聴覚士の場合も，それぞれ理学・作業療法士法15条1項，言語聴覚士法42条1項において，看護師・准看護師の業務独占である診療補助業務を示す保助看法31条1項及び32条の規定を一部解除して診療の補助として業と行うことができると示されていることが業務独占資格といえる根拠です。

なお，言語聴覚士の場合は特に，「嚙下訓練，人工内耳の調整その他厚生労働省令で定める行為を行うことを業とすることができる」と，業務独占（医師の指示の下に行う診療補助業務）に相当する具体的業務に言及しています。

つまり，作業療法士，言語聴覚士はコメディカル（医療連携スタッフ）として診療補助業務（療法や訓練等）を行うことが認められているため「業務独占資格」であるといえます。

●p.110，9行目：

【誤】厚生労働大臣を主務大臣である

→【正】厚生労働大臣を主務大臣とする